

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

|            |   |
|------------|---|
| 論題         | 農林水産物及び食品の輸出拡大に向けた法改正<br>－輸出促進法等改正法をめぐる国会論議－  |
| 著者 / 所属    | 飯 和哉 / 農林水産委員会調査室   |
| 雑誌名 / ISSN | 立法と調査 / 0915-1338   |
| 編集・発行      | 参議院事務局企画調整室   |
| 通号         | 448 号   |
| 刊行日        | 2022-7-29   |
| 頁          | 120-132   |
| URL        | <a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220729.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220729.html</a> |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

# 農林水産物及び食品の輸出拡大に向けた法改正

## — 輸出促進法等改正法をめぐる国会論議 —

飯 和哉

(農林水産委員会調査室)

### 《要旨》

令和4年5月、農林水産物・食品輸出促進団体の認定制度の創設、認定輸出事業者に対する支援措置の拡充、民間検査機関による輸出証明書の発行、JAS規格の制定対象への有機酒類の追加等を内容とする輸出促進法等改正法が衆議院で可決・成立した。

衆参の農林水産委員会における審議では、輸出促進団体への小規模事業者の加入の可否、有機食品の同等性を認める国・地域の拡大に向けた交渉を推進する必要性、農林水産物及び食品の輸出額の増加による農林水産事業者の所得向上への効果等について議論が行われた。

輸出に取り組む事業者の新規参入を促すためにも、その所得向上が確認できるような統計的手法の確立が求められる。また、改正法で講じられた措置等により5兆円の輸出額目標が達成されるのかに加え、国内における農林水産業の生産基盤の維持・強化につながっていくのか、注視していく必要がある。

### 1. はじめに

令和4年5月19日、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」(第208回国会閣法第53号、以下「改正案」という。)が衆議院本会議で可決・成立し<sup>1</sup>、5月25日に公布された(令和4年法律第49号、以下「改正法」という。)<sup>2</sup>。

農林水産物及び食品の輸出は、日本食への世界的な関心の高まり等を背景に増加しており、輸出額は令和3年に初めて1兆円を超えた。更なる輸出の拡大を図るためには、国内向けに生産した製品の余剰品を輸出するビジネスモデルを転換し、海外市場から求められる製品を生産・輸出する必要がある。

<sup>1</sup> 改正案は、参議院先議で審議が行われた。

<sup>2</sup> 改正法の施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日となっている。

そこで、改正法には、農林水産物・食品輸出促進団体の認定制度の創設、認定輸出事業者に対する支援措置の拡充、民間検査機関による輸出証明書の発行、日本農林規格（以下「JAS規格」という。）の制定対象への有機酒類の追加等の内容が盛り込まれた（図表1）。以下、改正法の概要と審議経過、主な国会論議について紹介する。

図表1 改正法の概要

|  |
|--|
| <p><b>1. 輸出促進法の改正</b></p> <p><b>(1) 農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）の認定制度の創設</b></p> <p>○ 輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請に基づき、国が「認定農林水産物・食品輸出促進団体」として認定し、支援する制度を創設する。</p> <p>○ 認定団体は、輸出先国でのニーズ調査等の調査研究や商談会参加等の需要開拓、輸出事業者に対する情報提供を行うほか、必要に応じて輸出促進のための規格の策定などの業務を行う。</p> <p>※ JETROによる援助の努力義務、FAMICによる規格策定への協力、食品等流通合理化促進機構による債務保証等の支援措置を講じる。</p> <p><b>(2) 認定輸出事業者に対する支援の拡充</b></p> <p>輸出事業計画について国の認定を受けた輸出事業者に対する支援措置を拡充する。</p> <p>① 輸出に対応する制度資金の創設（株式会社日本政策金融公庫法の特例）</p> <p>〔※ 施設整備のほか、施設整備を伴わない長期運転資金や海外子会社への転貸等も対象〕</p> <p>② 農地転用手続のワンストップ化（農地法の特例）</p> <p>※ 転用可否の要件に変更なし（手続の簡素化）</p> <p><b>(3) 民間検査機関による輸出証明書の発行</b></p> <p>輸出証明書を速やかに発行できる体制を整備するため、国の登録を受けた民間検査機関が輸出証明書の発行を行える仕組みを創設する。</p> |
| <p><b>2. 日本農林規格等に関する法律の改正</b></p> <p>① JAS規格の制定の対象に有機酒類を追加する。</p> <p>② 登録認証機関の有する事業者の認証に係る情報が他の登録認証機関に提供される仕組みを導入する。</p>   |
| <p><b>3. 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の改正</b></p> <p>センターの業務に、認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力業務を追加する。</p>   |

※FAMIC：独立行政法人農林水産消費安全技術センター  
 （出所）「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の概要」（第15回農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（令和4年5月20日開催）配付資料）

## 2. 改正法の成立に至るまでの経緯

### （1）輸出額目標の設定

我が国の農林水産物及び食品の消費は、人口減少や高齢化を背景に今後、減少していくことが見込まれる。他方で、世界的な日本食ブームの広がりや、アジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加、人口増加等により、海外には有望な市場が存在する。

このような状況の中で、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定、以下「基本計画」という。）では、農業・農村の持続性を確保し農業の生産基盤を維持していくため、我が国の高品質な農林水産物・食品を輸出に仕向けるための努力を官民の総力を挙げて行い、可能な限り輸出を拡大していくとして、令和12（2030）年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を設定した。また、「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において、令和7（2025）

年までに輸出額を2兆円とする中間目標を設定した。

## （２）輸出拡大実行戦略の決定

令和2年12月15日、農林水産業・地域の活力創造本部<sup>3</sup>（本部長：内閣総理大臣、以下「活力創造本部」という。）は、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（以下「実行戦略」という。）を決定した。実行戦略では、農林水産事業者の利益の拡大を図るとともに、輸出の拡大を実現するため、速やかに実行する施策及び令和3年夏までに方向を決定して実行する施策がまとめられた。

その後、輸出に取り組む事業者からのヒアリングや、生産から流通、販売に至る関係者との意見交換を経て、令和3年5月28日、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ」（農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議<sup>4</sup>決定、以下「フォローアップ」という。）が取りまとめられた。フォローアップでは、i）主要な輸出品目ごとに、生産から販売に至る輸出関連事業者で構成される品目団体の法定化、ii）輸出事業計画の認定を受けた輸出事業者に対する支援措置の拡充、iii）民間検査機関による輸出証明書の発行等を措置するため、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）の改正を検討するとされた。

## （３）JAS規格の制定対象への有機酒類の追加に関する事業者からの要望

酒類を除く有機食品は、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号、以下「JAS法」という。）に基づき、JAS規格の認証を国内で受けた場合には、有機認証制度の同等性がある輸出先の国・地域（以下「輸出先国」という。）において、改めて認証を受けることなく「有機」と表示することが可能となっている。一方で、酒類はJAS法の対象外であることから、輸出先国で「有機」と表示するためには、輸出先国ごとに有機認証機関の認証を受ける必要がある<sup>5</sup>。

このため、輸出先国で個別に行っている有機認証手続が不要となるよう、JAS規格の制定対象に「有機酒類」を追加する提案が民間機関から政府の「規制改革・行政改革ホットライン」（縦割り110番）に寄せられた。この提案に対して、農林水産省及び国税庁は、JAS規格の認証を取得している場合には、輸出先国の認証を取得せずとも、輸出先国で

<sup>3</sup> 平成25年5月21日、農林水産業の成長産業化（産業政策）と多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を車の両輪として、関係府省が連携し、内閣を挙げて取り組むとの方針の下、幅広い政策分野にわたって必要となる施策を検討することを目的として、内閣に設置された。なお、同本部は、令和4年6月に「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」に改組された。

<sup>4</sup> 平成31年4月24日、1兆円目標の確実な達成を図るとともに、ポスト1兆円目標に向けて、輸入国の規制への対応などの方策を検討するため、内閣官房長官を議長として、活力創造本部長決定により設置された。

<sup>5</sup> 有機酒類については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和28年法律第7号、以下「酒類業組合法」という。）に基づく「酒類における有機の表示基準」（平成12年国税庁告示第7号）が定められている。同基準では、使用できる原材料や表示方法等が定められており、有機と表示するためには自己チェック（事前）と酒類業組合法に基づく表示確認調査（事後）を行う必要がある一方で、JAS規格と異なり、第三者機関による認証は不要で、認証を受けるための費用負担はない。

も「有機」として流通できるような環境を連携して整備するとした<sup>6</sup>。

#### (4) 国会への提出及び審議経過

これらの状況を踏まえ、令和3年12月24日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン<sup>7</sup>」(活力創造本部決定)の中で、法制度の見直しが明記され、令和4年3月4日に改正案が閣議決定され、国会に提出された。

改正案は、4月4日、参議院農林水産委員会に付託され、4月5日に趣旨説明を聴取した後、4月7日に質疑・採決が行われ、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定された。なお、附帯決議が付された。4月8日、参議院本会議において、全会一致で可決され、衆議院に送付された。

参議院から送付された改正案は、5月10日、衆議院農林水産委員会に付託され、5月11日に提案理由説明を聴取した後、5月18日に質疑・採決が行われ、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定された。なお、附帯決議が付された。5月19日、衆議院本会議において、全会一致で可決・成立し、5月25日に公布された。

### 3. 改正法の主要改正事項

#### (1) 輸出促進法の改正

##### ア 農林水産物・食品輸出促進団体の認定制度の創設

改正輸出促進法では、輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人である「農林水産物・食品輸出促進団体」(以下「輸出促進団体」という。)を国が認定する制度が創設される<sup>8</sup>。

認定を受けた輸出促進団体(以下「認定輸出促進団体」という。)は、必須業務として、i) 輸出先国のニーズ調査等の調査研究、ii) 商談会への参加等による需要開拓、iii) 輸出事業者が必要とする情報の提供を行う。また、輸出促進のための規格の策定やチェックオフ<sup>9</sup>といった任意業務を行う。

認定輸出促進団体は、(独)日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という。)による助言、規格策定業務に対する(独)農林水産消費安全技術センター(以下「センター」と

<sup>6</sup> 内閣府ウェブサイト「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番) 検討要請に対する所管省庁からの回答(令和2年度)」9頁<[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/siryout2/k\\_siryout2\\_r2\\_01.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/siryout2/k_siryout2_r2_01.pdf)>(以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも令和4年7月6日)

<sup>7</sup> 我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとして平成25年に策定された。

<sup>8</sup> 例えば米国では、主要品目ごとに設けられた品目団体がターゲット国・地域の消費者のニーズに関する調査や共同プロモーション等を行っている。また、対象品目のナショナルブランドの基準を作成しており、業界が統一ルールのもとで輸出に向けた生産・流通・販売を行うことで、輸出先国のニーズに応じた生産を行うほか、統一した包材を使用した効率的な流通・販売が可能となっている。また、主要なターゲット国・地域に事務所を構え、輸出先国において輸出事業者を支援するなど、業界一体となった売り込みを行っている(「フォローアップ」3頁)。

<sup>9</sup> 輸出促進団体の構成員の同意を得て、生産量等に応じた拠出金を収受し、輸出促進のための環境整備に充てる仕組みの構築・運用をいう。なお、「農業競争力強化プログラム」(平成28年11月29日活力創造本部決定)では、チェックオフの法制化を要望する業界において、推進母体を立ち上げ、チェックオフのスキームを決め、法制化に賛同する生産者を拡大する取組を実施し、一定程度(75%以上)の合意が得られた場合に、政府は法制化に着手することとしている。



いう。)の協力<sup>10</sup>等の支援措置を受けることができる。

#### イ 認定輸出事業者に対する支援措置の拡充

現行の輸出促進法では、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者(以下「輸出事業者」という。)が、輸出拡大を図るため、生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画(以下「輸出事業計画」という。)を作成し、農林水産大臣が認定する制度を設けている。認定を受けた輸出事業者(以下「認定輸出事業者」という。)は、食品等流通合理化法<sup>11</sup>及びHACCP<sup>12</sup>支援法<sup>13</sup>による融資の手続のワンストップ化や融資要件の緩和等に加え、農林水産省が実施する関連事業における優先採択といった支援措置等<sup>14</sup>を受けることができる。

改正法では、認定輸出事業者に対する支援措置を拡充するため、i) (株)日本政策金融公庫による融資等の特例、ii) (公財)食品等流通合理化促進機構による債務保証の特例、iii) 農地転用許可手続の簡素化<sup>15</sup>といった措置が講じられる<sup>16, 17</sup>。

#### ウ 民間検査機関による輸出証明書の発行

農林水産物及び食品の輸出に当たり、輸出先国の政府機関が、輸入条件に適合していることを示す証明書(以下「輸出証明書」という。)の発行を求める場合がある。輸出促進法では、主務大臣、都道府県知事・保健所設置市長及び特別区長を輸出証明書の発行主体としている。

改正法では、輸出証明書の発行主体として、国による審査を経て、登録を受けた登録発行機関が追加される。輸出証明書をめぐっては、近年、輸出先国が発行を求めるケースが増えており<sup>18</sup>、民間検査機関である登録発行機関が発行主体に追加されることで、輸

<sup>10</sup> 改正法には、「独立行政法人農林水産消費安全技術センター法」(平成11年法律第183号)の改正が含まれており、センターの業務に、認定輸出促進団体の規格策定に係る協力業務が追加される。

<sup>11</sup> 「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」(平成3年法律第59号)

<sup>12</sup> Hazard Analysis and Critical Control Point(危害要因分析・重要管理点)の略。原材料の受入れから最終製品までの各工程で、微生物による汚染、金属の混入等の危害の要因を予測した上で、危害防止につながる特に重要な工程、例えば加熱・殺菌・金属探知機による異物の検出等の工程を継続的に監視・記録するという工程管理のシステムをいう。

<sup>13</sup> 「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」(平成10年法律第59号)

<sup>14</sup> 海外市場で求められる品質等に対応できる加工・物流拠点施設の整備を支援する「産地生産基盤パワーアップ事業」での優先採択(令和3年度補正予算)や、国やジェトロ等によるサポートといった支援措置が講じられている。

<sup>15</sup> 農地を転用する場合には、「農地法」(昭和27年法律第229号)に基づき、あらかじめ許可権者である都道府県知事又は指定市町村の長(農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているものとして、農林水産大臣が指定する市町村の長)に対して許可申請を行う必要がある。改正法では、農地転用の内容を含む輸出事業計画の提出を受けた農林水産大臣はその認定に先立ち、都道府県知事又は指定市町村の長の同意を得ることとされており、これにより輸出事業者は改めて農地転用の許可申請手続を行う必要がなくなる。なお、転用許可の要件に変更はない。

<sup>16</sup> 食品等流通合理化法及びHACCP支援法に基づく支援措置に代えて、i)及びii)の支援措置が講じられる。

<sup>17</sup> 改正法に基づく支援措置以外にも、改正法の施行から令和5年度末までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、機械装置は30%、建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる税制上の措置が講じられている。この措置により、設備導入後の5年間において、年間当たりの法人税が軽減されることで、輸出拡大のための活動に係る資金等の確保が容易となる。

<sup>18</sup> 最近では令和4年2月、台湾が福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県産の産品について、きのこ類や野生鳥獣肉などを除き、放射性物質検査報告書及び産地証明書の添付を条件に輸入を解禁した。

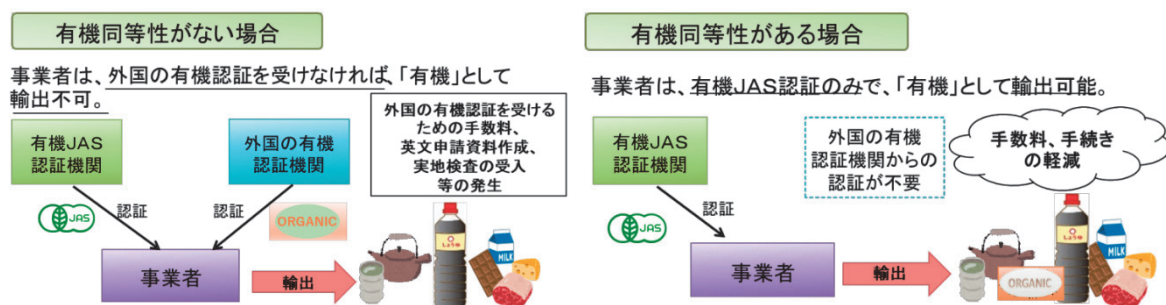
出証明書の発行の迅速化が期待される。

## (2) JAS法の改正

米国・EU等の海外市場においては、有機食品の人気が高く、野菜、果実などの生鮮食品に加えて、加工食品でも有機食品が高値で販売され、その市場規模が拡大している<sup>19</sup>。改正JAS法では、有機酒類がJAS規格の制定対象に追加される。

今後、政府間交渉において有機酒類に関する同等性が認められれば、国内で有機JAS認証を取得した有機酒類の製造業者は、輸出先国の有機認証を別途取得することなく、有機酒類としての輸出が可能となる(図表2)。

図表2 有機認証制度の同等性



(出所) 農林水産省「有機食品の検査認証制度について」(令和3年4月)を一部加工

## 4. 主な国会論議

### (1) 輸出促進法の改正

#### ア 輸出促進団体の認定制度の創設

##### (ア) 制度を創設する理由

政府は、更なる輸出の拡大に向けては、日本の強みを発揮できる品目の輸出を伸ばすことが重要であり、そのような品目ごとに、オールジャパンで輸出先国の市場調査や販路開拓等の取組を進める必要があることから、輸出促進団体の認定制度を創設することとしたと説明している<sup>20</sup>。

また、政府は、輸出促進団体による取組によって期待される効果として、輸出に取り組む事業者が個別に調査等を行う必要がなくなること等による負担の軽減や、ジャパンブランドの確立によって他国産競合品との差別化等が可能となる点を挙げている<sup>21</sup>。

##### (イ) 認定対象となる品目の要件

改正輸出促進法第43条第6項では、認定輸出促進団体の認定要件として、農林水産物及び食品の輸出に関する基本方針に照らし適切であること等が規定されている。政府は、同団体が業務の対象とする品目について、海外で評価される日本の強みがあって、輸出

<sup>19</sup> 農林水産省「日本農林規格調査会(令和3年度第3回)議事録」(令4.2.7)27頁

<sup>20</sup> 第208回国会衆議院農林水産委員会議録第15号2頁(令4.5.18)

<sup>21</sup> 第208回国会衆議院農林水産委員会議録第15号5頁(令4.5.18)

拡大の余地が大きく、関係者が一体となって輸出促進活動が効果的に行える品目とする基準を基本方針で規定するとしている。このため、同団体が業務の対象とする品目は、実行戦略で定められた輸出重点品目<sup>22</sup>が基本となるとしている<sup>23</sup>。

輸出重点品目に選定されていない品目を対象とした輸出促進団体の認定に当たっては、まず、当該品目を輸出重点品目に追加を行いたいとしている<sup>24</sup>。輸出重点品目への追加については、上述の基準を満たした上で、現場からの自主的な取組や要望が確認された場合に検討を行うとしている<sup>25</sup>。

#### (ウ) 認定されることが見込まれる輸出促進団体

政府は、認定輸出促進団体の候補として、令和4年度当初予算で措置された品目団体輸出力強化支援事業<sup>26</sup>に申請した米、茶、畜産物、青果物、ホタテを始めとした14団体が中心的な役割を担うとの考えを示した<sup>27</sup>。輸出促進団体が速やかかつ円滑に認定を受けられるように、体制整備に向けた関係者への情報提供や助言等の支援を行っていくとしている<sup>28</sup>。

#### (エ) 小規模事業者等が認定輸出促進団体に加入できない可能性

認定輸出促進団体の任意業務であるチェックオフを導入した場合、拠出金の負担を理由に小規模な事業者が認定輸出促進団体に加入できない可能性がないかが問われた。これに対し、政府は、認定輸出促進団体は、オールジャパンで輸出拡大に取り組むために広く門戸を開き、希望する関係者が幅広く加入することが適切であるとして、輸出促進団体が業務対象を特定の地域で生産、製造、加工された産品に限定するような場合は、認定を受けられないとする規定<sup>29</sup>を設けていると説明している<sup>30</sup>。

さらに、団体への加入要件や会費は各団体で定めるが、国として、小規模事業者も含め加入を希望しているにもかかわらず加入できないといった事態が生じないよう、制度を運営するとしている<sup>31</sup>。

#### (オ) ジェトロ等の関係機関との関係性

認定輸出促進団体は業界の中心的な役割を担うとされるのに対し、従来から農林水産物・食品の輸出を拡大するための支援を行っているジェトロやJFOOD<sup>32</sup>、農林水産物・食

<sup>22</sup> 令和2年12月の実行戦略決定時に「牛肉」や「ホタテ貝」など27品目が選定され、3年12月の実行戦略の改訂によって「果樹（かき・かき加工品）」が追加され、4年7月現在、28品目が選定されている。

<sup>23</sup> 第208回国会衆議院農林水産委員会議録第15号8頁（令4.5.18）

<sup>24</sup> 同上

<sup>25</sup> 第208回国会衆議院農林水産委員会議録第15号14～15頁（令4.5.18）

<sup>26</sup> 実行戦略で定められた輸出重点品目について、品目団体が自ら作成した輸出拡大計画に沿って行う業界関係者全体の輸出力の強化につながる取組（例：輸出先国の市場調査や販路開拓活動、輸出促進のための規格の策定）を支援する事業。令和3年度補正予算でも「品目団体輸出力強化緊急支援事業」が措置されている。

<sup>27</sup> 第208回国会衆議院農林水産委員会議録第15号7～8頁（令4.5.18）

<sup>28</sup> 第208回国会衆議院農林水産委員会議録第15号8頁（令4.5.18）

<sup>29</sup> 改正輸出促進法第43条第6項第3号

<sup>30</sup> 第208回国会参議院農林水産委員会議録第7号2頁（令4.4.7）

<sup>31</sup> 同上

<sup>32</sup> 日本食品海外プロモーションセンター。平成29年4月、我が国の農林水産物及び食品のブランディングのためにオールジャパンでの消費者向けプロモーションを担う組織としてジェトロに設置された。JFOOD（ジェイフード）の略称は海外でも日本のイメージとして知名度の高い「武士道」「剣道」「茶道」などに並び、「食の道」を世界に発信するとともに、日本の文化（風土）とともにアピールする姿勢を表現したもの（ジェ



品輸出プロジェクト（GFP<sup>33</sup>）との業務のすみ分けについて問われた。これに対し、政府は、i）ジェトロは輸出に取り組む事業者の販路構築に向けた支援、商談会や見本市を通じた販路の開拓支援、調査事業の実施、ii）JF00D0は、海外消費者に対するプロモーション、輸出促進団体への機能的な支援、iii）GFPは、輸出促進団体の構成員等でもある産地や事業者への輸出診断といった国内における支援をそれぞれ行うとしている<sup>34</sup>。

#### イ 認定輸出事業者に対する支援策の対象範囲

認定輸出事業者に対する支援措置の対象に関し、政府は、海外で販売拠点となる現地法人を設ける場合や日本から海外に運んだ原材料を加工する拠点を設ける場合も我が国の農林水産物・食品の輸出拡大につながることから支援の対象となると説明している<sup>35</sup>。

改正法では、(株)日本政策金融公庫による支援措置として、海外子会社などへの出資・転貸に必要な資金の融資や海外の現地金融機関から現地通貨建ての融資を受けるに当たっての債務保証といった措置が講じられている（改正輸出促進法第41条及び第42条）。

#### ウ 想定される登録発行機関の類型

政府は、登録発行機関が発行する輸出証明書は、輸出先国から求められることが多い衛生証明書<sup>36</sup>が中心となり、登録発行機関の候補としては、登録認定機関<sup>37</sup>を想定しているとしている<sup>38</sup>。また、政府は、登録発行機関による輸出証明書の発行には、輸出先国との協議が必要であることから<sup>39</sup>、今後、主要な輸出先国と積極的に協議を行っていくとしている<sup>40</sup>。

## (2) JAS法の改正

### ア JAS規格の対象に有機酒類を追加することによる輸出拡大への効果

政府は、米国など有機市場規模の大きな輸出先国との間で同等性の承認が得られれば、中期的に有機酒類の輸出拡大に大きく寄与すると説明している。また、現段階では有機酒類の国内出荷数量は限定的であり、国内外に対して日本産の有機酒類の認知度を高め

---

トロウェブサイト「JF00D0とは」〈<https://www.jetro.go.jp/jfood0/about/>〉。

<sup>33</sup> Global Farmers/Fishermen/Foresters/Food Manufacturers Projectの略。平成30年8月に農林水産省が輸出に意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「GFPコミュニティサイト」を立ち上げた。令和4年6月末時点の登録者数は6,454（うち農林水産物食品事業者3,613、流通事業者及び物流事業者2,841）となっている（農林水産省「農林水産物・食品の輸出促進について」（令和4年7月））。

<sup>34</sup> 第208回国会衆議院農林水産委員会議録第15号16頁（令4.5.18）

<sup>35</sup> 第208回国会参議院農林水産委員会議録第7号11頁（令4.4.7）

<sup>36</sup> 輸出される農林水産物又は、食品が、輸出先国が定める衛生基準に適合することを証明するもの。

<sup>37</sup> 農林水産物及び食品の輸出に際し、輸出先国の政府機関が、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられている等の要件に適合する施設（以下「適合施設」という。）で生産が行われていることを輸入の条件とする場合がある。登録認定機関は、専門的な知見を有するとして改正前の輸出促進法第18条に基づき国が登録した民間の機関で、輸出先国の政府機関が適合施設の認定を登録認定機関が行うことを認める必要がある。令和4年7月8日現在、6機関が登録されている。

<sup>38</sup> 第208回国会参議院農林水産委員会議録第7号14頁（令4.4.7）

<sup>39</sup> 令和2年10月、ペルーとの間で、登録認定機関による水産食品の衛生証明書の発行について合意した。これを受け、民間検査機関による輸出証明書の発行に関する国内法整備はまだ行われていなかったが、令和3年1月から登録認定機関が発行を行っている。

<sup>40</sup> 第208回国会参議院農林水産委員会議録第7号14頁（令4.4.7）

ていくことが重要であるとしている<sup>41</sup>。

#### イ 有機酒類の振興を図るための取組

令和3年度補正予算では、国税庁が新市場開拓支援事業費補助金（8億円）を計上している。同補助金は、i) 商品の差別化による新たなニーズの獲得、ii) 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得、iii) ICT技術を活用した製造・流通の高度化・効率化、iv) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により顕在化した課題への対応といった取組を行う酒類事業者を対象としている。

政府は、酒類事業者に対し、同補助金を周知するとともに、有機酒類をテーマとした説明会を開催すること等により有機酒類の振興を図っていくとしている<sup>42</sup>。

#### ウ 有機酒類のJAS認証の体制整備

JASマークを産品に表示するためには、当該産品がJAS規格で定められた基準に適合しているか登録認証機関による検査を受け、認証を得る必要がある。

この登録認証機関は、農林水産大臣による登録を受けた第三者機関であり、登録に際して、センターがISO/IEC登録基準<sup>43</sup>への適合等の要件を満たしているか調査を行う。

政府は、有機酒類が海外において、有機加工食品と共通のルールとして規定されている例が多いことから、同等性の交渉の進めやすさを考慮して、有機酒類のJAS規格は有機加工食品のJAS規格の告示を改正して制定する予定としている。このため、現在、有機加工食品の認証を行っている登録認証機関<sup>44</sup>が有機酒類の認証を行うことを想定しているとしている<sup>45</sup>。

#### エ 有機酒類の同等性の承認を得るための輸出先国との交渉に関する取組方針

政府は、有機酒類の同等性の承認を得るための交渉に関し、認証方法に類似点が多い有機農産物加工食品で既に同等性の承認を得ている米国、EU、スイス、イギリス、カナダ及び台湾との間で協議を進めていくことが適当としている<sup>46</sup>。

一方で、有機食品の市場規模が大きい中国<sup>47</sup>については、市場としての重要性は認識しているが、中国が我が国と相互認証済みのアメリカ、EUといった国々との間で同等性の相互承認をしていない点も踏まえ、今後の状況変化や事業者からの要望を聞いた上で

<sup>41</sup> 第208回国会参議院農林水産委員会会議録第7号18～19頁（令4.4.7）

<sup>42</sup> 第208回国会参議院農林水産委員会会議録第7号18頁（令4.4.7）

<sup>43</sup> 国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）が定めた「認証を行う機関に関する基準」であって、農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごと（JASの制定単位ごと）に農林水産大臣が定めるもの。製品であれば、「製品認証機関が特定の製品、プロセス又はサービスの認証を実施する能力があるものとして認定を受けようとする場合の一般要求事項を規定した「ISO/IEC17065」に適合している必要がある（農林水産省「登録認証機関及び登録外国認証機関の登録の基準等に関するQ&A」（令和3年4月一部改正））。

<sup>44</sup> 有機農産物及び有機加工食品の登録認証機関の一つであるオーガニック認証センター（OCC）は、登録認証機関のノウハウを活かして、JAS法に基づかない形ではあるが、既に有機加工酒類について独自の有機認証（OCC認証）を行っている。

<sup>45</sup> 第208回国会衆議院農林水産委員会会議録第15号12頁（令4.5.18）

<sup>46</sup> 第208回国会参議院農林水産委員会会議録第7号19頁（令4.4.7）

<sup>47</sup> 2019（令和元）年の有機市場規模（小売売上高）において、中国は85億ユーロとなっており、米国（447億ユーロ）、ドイツ（120億ユーロ）、フランス（113億ユーロ）に次ぐ世界4位となっている（Helga Willerほか「The World of Organic Agriculture. Statistics and Emerging Trends 2021」（FiBL）64頁）。

対応していくことになるとの考えを示している<sup>48</sup>。

### (3) 輸出促進政策全般

#### ア 輸出の拡大による農林水産事業者の所得向上への効果を分析する必要性

基本計画では、「輸出拡大の目的は、海外への販路の拡大を通じて農林漁業者の所得向上を図ることであり、国内生産の増大を通じて、食料自給率の向上に寄与する。」としている。

政府は、輸出の成長がどの程度国内の生産農業所得に寄与したのか、との問いに対し、農林水産物及び食品の生産額に占める輸出の割合が、現状で2%程度<sup>49</sup>であり、生産農業所得<sup>50</sup>全体への寄与はまだ大きくないと述べ、輸出の割合を増やしていくことで生産農業所得が目に見える形で増加するように努めたいとしている。また、輸出促進団体が認定申請する計画を通じて所得向上について把握していきたいとしている<sup>51</sup>。

#### イ 輸入原材料を使った加工食品の輸出を拡大する意義

令和3年の農林水産物及び食品の輸出額に占める加工食品の割合は約4割<sup>52</sup>となっている。輸出重点品目には主に輸入原材料を使ったみそやしょうゆ<sup>53</sup>といった加工食品が含まれているが、政府は、これらの品目は日本の文化に裏づけられた地域にとって重要な産品であって、輸出を通じてこれらの製造業者の成長を促すことは、地域経済の発展に寄与するものであり、輸出拡大の支援を行う意義があるとしている<sup>54</sup>。

また、農林水産省は、加工食品の輸出による農林水産事業者の所得向上への効果を検証するため、令和4年度から輸出向け加工食品の複数品目で原材料の国産割合を調べることを検討すると報じられている<sup>55</sup>。

#### ウ 原発事故に伴う各国の輸入規制の撤廃・緩和に向けた取組方針

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、日本産の農林水産物及び食品の輸入規制措置を講じている国や地域は、令和4年6月29日現在、13の国・地域となっている(図表3)。

<sup>48</sup> 第208回国会参議院農林水産委員会会議録第7号19頁(令4.4.7)

<sup>49</sup> 平成29(2017)年の農林水産業及び食品製造業の生産額52兆円に対して、30(2018)年の輸出額は0.9兆円となっている(農林水産省「農林水産物・食品の輸出」(基本計画参考資料)7頁)。

<sup>50</sup> 農業総産出額から物的経費(減価償却費及び間接税を含む。)を控除し、経常補助金等を加算して求めたもの。なお、農業総産出額は、農業生産活動による最終生産物の品目ごとの生産量に、品目ごとの農家庭先販売価格を乗じた額を合計して求めたもの。

<sup>51</sup> 第208回国会参議院農林水産委員会会議録第7号5頁(令4.4.7)

<sup>52</sup> 令和3年の農林水産物・食品の輸出額(1兆1,626億円)のうちアルコール飲料や調味料、清涼飲料水、菓子等が占める割合は39.5%(4,595億円)となっている。

<sup>53</sup> みそやしょうゆの主原料である大豆の令和2年の自給率は6%(概算)となっている。原材料の国産比率に関しては、農林水産省の推計で、みそ10%、しょうゆ3%となっている(農林水産省「国産大豆の生産・需要をめぐる動向」(令和3年12月))。

<sup>54</sup> 第208回国会衆議院農林水産委員会会議録第15号5頁(令4.5.18)

<sup>55</sup> 『日本農業新聞』(令4.5.23)

図表3 原発事故による各国・地域の食品等の輸入規制の状況（令和4年6月29日現在）

| 規制措置の内容（国・地域数）                            |                                     | 国・地域名  |
|---|-------------------------------------|--|
| 事故後の輸入規制を撤廃<br>（42）                       |                                     | カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ <sup>※1</sup> 、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE） <sup>※1</sup> 、イスラエル、シンガポール、米国、英国 <sup>※2</sup> |
| 事故後の<br>輸入規制<br>を継続 <sup>※3</sup><br>（13） | 一部都県等を対象に<br>輸入停止（5）                | 香港、中国、台湾、韓国、マカオ  |
|   | 一部又は全ての都道府県を<br>対象に検査証明書等を<br>要求（8） | EU、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア、インドネシア   |

※1 タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

※2 北アイルランドについては、英EU間の合意に基づき、EUによる輸入規制が継続。

※3 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

（出所）農林水産省「農林水産物・食品の輸出促進について」（令和4年7月）

原発事故に伴う輸入規制を維持している輸出先国、とりわけ令和3年に輸出額が国・地域別で初めて1位となった中国が講じている輸入規制の撤廃に向けた取組方針について問われた。これに対し、政府は、相手のある話であり、協議の見通しを予断することはできないとした上で、科学的知見に基づき、関係省庁とも連携を取り、あらゆる機会を捉えて働きかけていくとしている<sup>56</sup>。

## エ 輸出支援プラットフォームによる事業者への支援

輸出に取り組む事業者に対する在外公館等が行う支援に関しては、i) 異動により輸出先国政府との人脈や交渉の継続性の確保が困難、ii) 輸出関係の事務が未経験である者や食品安全や貿易実務に専門的な知識がない者が着任する、iii) 在外公館とジェトロ海外事務所がそれぞれ単発の取組を行い、組織間の連携が不十分、iv) 事業の決定が日本で行われ、輸出先国の地域事情に応じた事業実施ができないといった課題がある<sup>57</sup>。

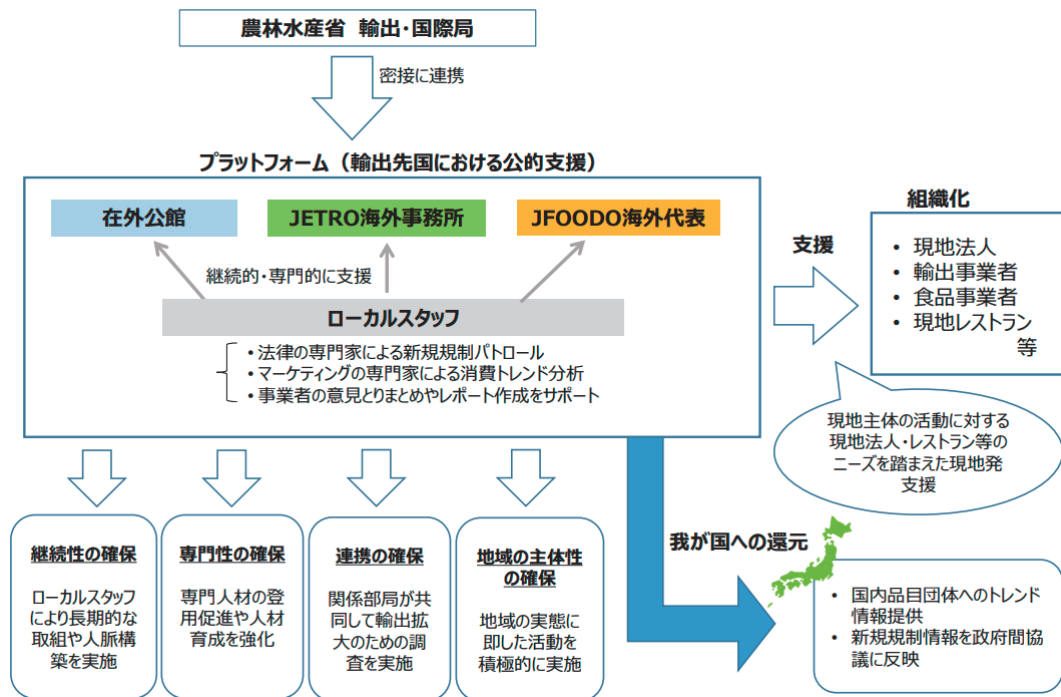
これらの課題を解決するため、令和3年12月に改訂された実行戦略（以下「改訂実行戦略」という。）では、主要な輸出先国で包括的・専門的・継続的に支援を行うため、在外公館、ジェトロ海外事務所、JFOOD0海外駐在員を主な構成員とした輸出支援プラットフォームを設立するとしている（図表4）。

<sup>56</sup> 第208回国会衆議院農林水産委員会議録第15号6頁（令4.5.18）

<sup>57</sup> 農林水産省「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の背景及び概要について」（令和4年7月）12頁



図表4 輸出支援プラットフォームのイメージ



(出所) 農林水産省「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の背景及び概要について」(令和4年7月)

政府は、輸出支援プラットフォームの活動内容について、i) 輸出先国の規制や消費ニーズ等をまとめたカントリーレポートの作成、ii) 新たな商流の開拓、iii) 現地法人の輸出促進の取組の支援、iv) 現地日本食レストラン等を通じた日本食普及といった取組を行う予定としている<sup>58</sup>。

改訂実行戦略では、令和5年度までに米国、EU、タイ等の8カ国・地域に輸出支援プラットフォームを立ち上げ、順次、市場として有望な重点都市に設立するとしている。令和4年5月末までに、米国(ロサンゼルス、ニューヨーク)、タイ(バンコク)、シンガポール、フランス(パリ)に設立されている。

## 6. おわりに

衆参の農林水産委員会では、上述のとおり、輸出促進団体への小規模事業者の加入の可否、有機食品の同等性を認める国・地域の拡大に向けた交渉を推進する必要性、農林水産物及び食品の輸出額の増加による農林水産事業者の所得向上への効果等について議論が行われた。

衆参の農林水産委員会における附帯決議では、輸出促進に係る諸施策の効果の検証と効果を正確に把握する手法の速やかな検討、輸出促進団体の運営基盤の強化に向けた支援、加工食品の原材料の国産利用や国産原材料を使用した加工食品の消費拡大の推進等が政府に求められた。

<sup>58</sup> 第208回国会衆議院農林水産委員会議録第15号1頁(令4.5.18)

我が国の農林水産物・食品の輸出額が増加する一方で、輸出促進政策は、多くの予算と人手を投じる以上、狙いや効果を検証し、生産現場の実情にあった政策を考えるべきとの指摘もある<sup>59</sup>。また、ジェトロやJFOOD0、G F Pといった輸出を支援する組織の役割の明確化が求められており、海外展開を図る中堅・中小企業等に対する総合的な支援を行っている新輸出大国コンソーシアム<sup>60</sup>との関係性も整理する必要がある。

輸出促進政策をめぐっては、行政事業レビューの令和2年度秋の年次公開検証の取りまとめにおいて、「施策全体としての効果を最大化すべく、今後の戦略に沿った事業毎の適切なアウトカムを設定を行うとともに、効率的かつ効果的な事業運営のあり方を検討し続けていくことが重要である<sup>61</sup>」とされている。政府は、改訂実行戦略において、事業者の実態を正確に把握するための統計的手法を検討するとしており、輸出に取り組む事業者の新規参入を促すためにも、所得の向上が確認できるような統計的手法が確立されることが求められる。

また、ロシアによるウクライナへの侵略等をきっかけに食料安全保障への関心が高まっている。政府は、輸出の拡大は、国内生産の維持拡大につながり、食料自給率の向上に寄与するものであり、不測の事態が発生した場合には国内向けに回すことが可能であることから、食料安全保障の観点からも重要な政策であるという考えを示している<sup>62</sup>。輸出額が初めて1兆円を超える中、輸出先国から求められても売ることがない状況を克服しなければ、輸出額目標を押し上げるのは難しいという指摘もある<sup>63</sup>。改正法で講じられた措置等により輸出額目標が達成されるのかに加え、国内における農林水産業の生産基盤の維持・強化につながっていくのか、注視していく必要がある。

(いい かずや)

---

<sup>59</sup> 『朝日新聞』(令3.12.29)

<sup>60</sup> 環太平洋パートナーシップ協定を契機に、平成28年2月に設立された。ジェトロ等の政府系機関、地域の金融機関や商工会議所が支援機関として参加し、製品開発や市場開拓といった総合的な支援を行っている。

<sup>61</sup> 行政事業レビュー(令和2年度秋の年次公開検証)「農産物の輸出促進策 取りまとめ」

<sup>62</sup> 第208回国会衆議院農林水産委員会議録第15号20頁(令4.5.18)

<sup>63</sup> 「農政コンパス 輸出額1兆円突破の先の難しさとは 強固な国内生産基盤の裏付けなくして市場の維持・拡大なし」『地上』(令4.4)62頁